

平成24年2月3日

内閣府地域主権戦略室 御中

国 土 交 通 省

「作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲に係る
「当てはめ案」について（回答）

平成24年1月11日付けで貴府より照会のありました標記につきまして、別添のとおり回答いたします。

なお、以下の点について、回答の前提として特に申し上げます。

- 1 個別の事務・権限の移譲の取扱いについては、個別事務・権限ごとに作用法全体における制度上の位置付け、地方整備局長に委任している趣旨等について法制的に精査しながら、移譲することが現行の個別作用法の体系において不都合が生じないかどうか検討する必要がありますが、今回の極めて限られた作業期間では法制的に十分な詰めをするには至っておりませんので、個別作用法体系に照らした今後のさらなる法制的検討次第によっては、今回提出する整理を変更することがあり得るものです。
- 2 個別の事務・権限の移譲の取扱いについては、広域的実施体制の枠組みと密接な関係を有するものであり、並行して議論することが必要ですが、今回提出している回答は、広域的実施体制の枠組みについて、従来から国土交通省が提出している意見に沿って制度化されることを前提として検討したものです。
特に、地方整備局の持つ現場力・統合力・即応力が維持される枠組みとすることが、必要不可欠と考えています。